

○ 最終報告書のとりまとめに向けた論点（案）に対する道の考え方

- ・日本人を雇用した場合と同様に技能習得には一定期間が必要であることや、受入費用の負担、事業計画等の観点から、ほとんどの事業所が一定期間の在籍を望んでいる中で、転籍があった場合の受入れ企業側と転籍先企業の間における来日時のコストや人材育成のコストへの対応策について、「2 人材育成機能や職種・分野等の在り方」や「4 転籍の在り方」の項目の中で、議論していただきたい。
- ・技能実習生の日本への入国には、地方出入国在留管理局での在留諸申請や在外公館での査証申請手続きに加え、外国人技能実習機構での技能実習計画の認定などが必要であり、これらの手続き等に時間を要し、受入企業に配属されるまで半年以上かかるとの声がある。技能実習制度の見直しによって転籍制限が緩和されるのであれば尚更、転籍に伴う後継の速やかな確保のためにも、入国手続きの円滑化について、「2 人材育成機能や職種・分野等の在り方」や「4 転籍の在り方」の項目の中で、議論していただきたい。